

射水市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則

平成 18 年 3 月 28 日  
教育委員会規則第 3 号

射水市教育委員会が所管する公の施設に係る射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年射水市条例第 3 号）の施行については、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成 18 年射水市規則第 2 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。